

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案 について	平成25年2月7日 総務課
----------------------------------	---	------------------

1 趣旨

被留置者及び留置担当官の健康保持等の観点から、国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第42号。以下「内閣府令」という。）の一部を改正し、全国一斉に留置施設の禁煙化を行うこととするもの。

2 意見募集の結果

内閣府令案について、平成24年12月21日（金）から平成25年1月19日（土）までの間、意見公募手続を実施したところ、24件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりであるところ、主な意見は次のとおりである。

- 留置施設内を禁煙とすることは、必要かつ合理的であり、賛成である。
- 留置施設の禁煙化には反対であり、受動喫煙の問題については、分煙で対応すべきである。
- 未決拘禁者であるため、喫煙する権利を奪うべきではない。
- 留置施設を禁煙とし、取調室で喫煙させることにより、自白を誘導するおそれがある。

3 改正の内容等

- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第187条第3号は、留置業務管理者が、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合等を除き、被留置者の求めに応じ自弁のものを摂取することを許すものとして「嗜好品」を規定しており、「嗜好品」は、内閣府令第5条第3号により「菓子類、清涼飲料水及び煙草」と定められている。
- 自弁の煙草については、事故防止の観点から、留置施設の運動場において、被留置者の運動の機会に摂取させているが、他の被留置者及び留置担当官の受動喫煙を完全に防止することは困難であり、被留置者及び留置担当官の健康保持等の観点から、内閣府令第5条第3号の規定から「煙草」を削除し、事実上、留置施設での喫煙ができなくなることとする。

4 施行期日

平成25年4月1日（月）

1 全国作文コンクールの趣旨等

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」の推進施策として、犯罪被害者等が長期にわたり直面する心身の苦痛やその置かれた厳しい状況等について、犯罪被害者等から直接中学・高校生に語っていただく「命の大切さを学ぶ教室」を全国で展開し、成果を得ているところであるが、その効果を更に向上させるため、受講した中学・高校生から募集した作文の中から選定した優秀作品の受賞者を一堂に集め表彰するもの。

2 応募作品数等

- 受講者数 …… 中学生 99,967人 高校生 78,250人
- 応募作品数 …… 中学生 27,463点 高校生 13,213点

3 受賞者

別紙「受賞者名簿」のとおり

4 表彰式等

- 2月9日（土）午後2時からホテルグランドヒル市ヶ谷で開催する。
- 後援 …… 文部科学省、公益財団法人犯罪被害救援基金
認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク
- 式次第
 - ・ 第一部（表彰式）
 - ① 主催者挨拶 …… 国家公安委員会委員長
 - ② 各表彰授与 …… 国家公安委員会委員長等
 - ③ 来賓祝辞 …… 文部科学省初等中等教育局長等
 - ④ 作品朗読 …… 国務大臣・国家公安委員会委員長賞受賞者
 - ・ 第二部（講演）
 - 講演者 …… 山上皓氏
認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事
 - 演題 …… 「民間被害者支援団体による犯罪被害者支援活動の歩み」

1 全国統一実施項目の実施結果

(1) 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「交通事故事件捜査・交通取締りにおける業務管理及び交通街頭活動中における殉職・受傷事故防止対策の推進状況」について、47都道府県警察に対して監察を実施した。

(2) 監察実施結果

ア 交通事故事件に係る捜査管理の推進状況

- 警察本部及び隊並びに警察署では、捜査員間の業務負担の平準化、管理システム等による交通事故事件等の組織的な管理、長期未処理事件等の不適正事案につながりやすい事件の捜査管理が適切に行われていた。
- × 一方、隊及び警察署では、交通課長等が被害者連絡の実施を担当者任せにして適切に把握・管理していないなどにより、被害者連絡を実施していない事例や被害者連絡経過票を作成していない事例が認められたため、被害者連絡の確実な実施及びその記録化措置並びに交通課長等による被害者連絡の実施状況の確実な管理を指導したほか、警察庁において、警察本部による被害者連絡の実施状況の点検強化を指示することとした。

イ 交通取締りに係る業務管理の推進状況

- 警察本部及び隊並びに警察署では、交通法令違反事件、放置車両確認事務等の業務管理や速度取締り機器の取扱いが適切に行われていた。
- × 一方、過去に問題が発生していないとの認識から、警察本部では、交通切符等の受払い状況等の管理に必要な項目を網羅した管理システム等を定めていない事例、隊及び警察署では、職員が個人保管している交通切符等の使用・保管管理状況を確認していない事例が認められたため、実効性ある管理システム等の構築・運用を指導したほか、警察庁において、警察本部による交通切符等の使用・保管管理状況の抜き打ち点検の実施を指示することとした。

ウ 不適正事案防止に関する指導教養状況及び実務能力向上に向けた取組状況

- 警察本部及び隊並びに警察署では、職員への書類作成に係る不適正事案防止に関する教養や、交通事故事件捜査等に卓越した知識・技能等を有する職員による伝承教養等、職員の実務能力の向上を図る取組が適切に行われていた。
- × 一方、警察本部では、後部座席ベルト装着義務違反の取締りは高速道路のみで可能であり、警察署への指導は必要ないとの誤った認識から、後部座席ベルト装着義務違反の適正な指導取締りについて警察署に指導していない事例、隊及び警察署では、取締りが可能な車両の識別が複雑であることから、教養が浸透していない事例が認められたため、警察庁において、取締りの可否判断に資する教養資料を定期的に発出することとした。

エ 殉職・受傷事故防止対策の推進状況

- 警察本部及び隊並びに警察署では、幹部による現場点検等の組織的な殉職・受傷事故防止対策や小集団活動、体験型訓練等による個々の職員への意識付け及び資質向上のための取組が適切に行われていた。
- × 一方、隊及び警察署では、受傷事故防止用資機材の点検確認の重要性に対する認識不足から、点検確認の実施結果を記録化していない事例や点検確認が形骸化している事例が認められたため、点検確認結果の確実な記録化と実効性ある点検の実施について指導したほか、警察庁において、受傷事故防止用資機材の確実な点検・記録に資する様式等を示すこととした。

2 非違事案防止に係る監察の実施状況

警察庁本庁は、非違事案が短期間に連続して発生している3道県の警察署等に対し、抜き打ち的な随時監察等を実施し、所属長以下職員への応問を行った。これにより、現場の実態をよりの確に把握できたほか、緊張感を高める効果が認められた。引き続き、同様の抜き打ち的な随時監察を実施予定。

1 人身取引事犯の検挙状況等

・ 検挙件数・人員及び被害者数ともに増加

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	計
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40	36	28	19	25	44	583
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41	33	24	24	33	54	537
ブローカー	9	7	8	23	26	24	11	7	8	3	6	6	136
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25	27	640
タイ	39	40	21	48	21	3	4	18	8		12	3	217
フィリピン	12	2		13	40	30	22	7	4	24	8	11	173
中国(台湾)	7	3	12	5	4	10		5	1		1	1	49
日本							1	2	2	12	4	11	32
中国(マカオ)								2					2
中国		4	2					1					7
中国(香港)									2				2
バングラデシュ								1					1
インドネシア	4		3		44	14	11						76
コロンビア	3	6	43	5	1								58
韓国				3	1	1	5			1		1	12
ルーマニア					4								4
ロシア				2									2
カンボジア			2										2
オーストラリア					1								1
エストニア					1								1
ラオス				1									1

注： 人身取引事犯とは

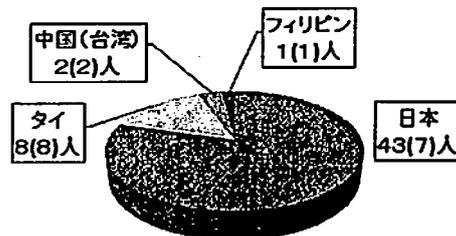
- ① 搾取（売春等の性的搾取、強制労働等）の目的で
- ② 脅迫、欺もう、権力の濫用等の手段を用いて
- ③ 人（特に女性及び児童）を獲得、輸送、引き渡し、蔵匿又は收受する犯罪である。（人身取引議定書第3条による定義）

※ 被害者が児童の場合は、②の要件は不要

(1) 検挙状況(括弧内は女性)

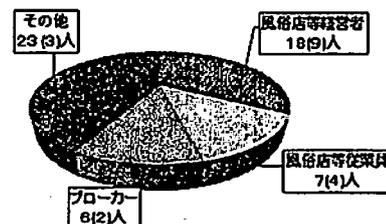
ア 被疑者の国籍等

- ・ 日本が80パーセント
- ・ 男性が67パーセント



イ 被疑者検挙時の職業等

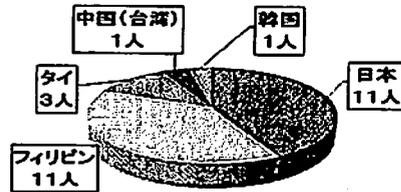
- ・ 風俗店等関係者とブローカーで57パーセント（共犯者を合わせると80パーセント）



(2) 被害状況

ア 被害者の国籍等

- ・ 日本が大幅増 (4人→11人)
- ・ 日本とフィリピンがそれぞれ41パーセント



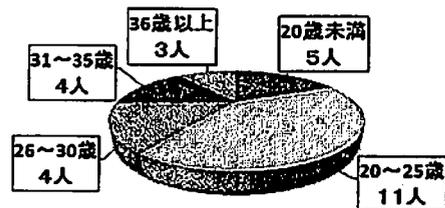
イ 外国人被害者の在留資格

- ・ 日本人配偶者が56パーセントで全てフィリピン人



ウ 被害者の年齢

- ・ 20～30歳が56パーセント
- ・ 20歳未満は19パーセント



エ 被害実態

- ・ 売春等の性的被害が18人(67パーセント)、ホステスとしての稼働が9人(33パーセント)
- ・ 日本人の場合は、借金を負わされたり、理不尽な理由により金銭を要求されたりして売春を強要されるケースが多く、外国人の場合は、勧誘時に説明を受けた職種と実際に従事する職種が異なるなど欺もうを手段とするものが多い

2 被害事例

- (1) 日本人少女3人(18～19歳)は、ホストクラブで客として飲食した代金を支払うためとして旅館へ引き渡され、売春を強要された(大阪府・北海道)。
- (2) 日本人女性(34歳)は、出会い系サイトで知り合い交際中の男性に別の男性との浮気を責められ、売春を強要された(愛知県)。
- (3) 日本人少女(17歳)は、小遣い稼ぎのため援助交際をしていたところ、客を装い接触してきた男性から因縁をつけられ、売春を強要された(広島県)。
- (4) フィリピン人女性(27歳)は、母国で知り合った日本人男性から「日本でタレントとして金を稼ぐためには偽装結婚が必要」と誘われ、紹介された男性と偽装結婚をして来日し、ホステスとして低賃金で稼働させられた(兵庫県)。
- (5) タイ人女性(34歳)は、母国でタイ人男性から「日本でウェイトレスの仕事をするれば金を稼げる」と誘われ、短期滞在の在留資格により来日し、タイ人スナックで売春を強要された(栃木県)。

1 経緯

- 検察の在り方検討会議の提言（「検察の再生に向けて」平成23年3月31日）を受けた法務大臣の諮問（同年5月18日）を調査審議するため、法制審議会第165回会議において、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置された（同年6月6日）。
- 同部会は、第8回会議（平成24年3月16日開催）において論点整理、第17回会議（同年12月25日開催）までに論点ごとの議論を行い、第19回会議（平成25年1月29日開催）において、新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針やそのための具体的方策の在り方を示した「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（別添1）を取りまとめた。

2 「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」の構成

第1 はじめに

第2 時代に即した新たな刑事司法制度を構築するに当たっての検討指針

第3 時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため検討すべき具体的方策

1 取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策

- (1) 取調べの録音・録画制度
- (2) 刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度
- (3) 通信・会話傍受等
- (4) 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方
- (5) 弁護人による援助の充実化

2 供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策

- (1) 証拠開示制度
- (2) 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充
- (3) 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等（司法の機能を妨害する行為への対処）
- (4) 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

3 その他

3 今後の予定

部会の下に2つの作業分科会（作業グループ）を設け（別添2参照）、各作業グループで分担するそれぞれの検討事項について検討を進めつつ、適宜部会に報告。部会においては、作業グループからの報告を受け、更に調査審議を実施。

1 死体取扱数

17万3,833体（前年比98体（0.1%）増加）

- 犯罪死体 734体（前年比1体（0.1%）減少・死体取扱総数の0.4%）
- 変死体 2万2,722体（前年比2,021体（9.8%）増加・死体取扱総数の13.1%）
- 非犯罪死体 15万377体（前年比1,922体（1.3%）減少・死体取扱総数の86.5%）

死体取扱総数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	133,922	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833
犯罪死体	1,777	1,528	1,087	927	858	984	811	834	735	734
変死体	13,770	12,448	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701	22,722
非犯罪死体	118,375	122,116	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299	150,377

2 検視官の臨場

- 臨場数 8万6,335体（前年比2万2,709体（35.7%）増加）
- 臨場率 49.7%（前年比13.1ポイント増加）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
検視官臨場数	16,054	16,221	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522	63,626	86,335
検視官臨場率(%)	12.0	11.9	11.8	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	36.6	49.7
検視官数	134	136	136	144	147	160	196	221	268	304
補助者数			128	135	143	169	317	358	450	520

3 解剖率

- 死体取扱数に占める死体解剖数の割合
11.1%（前年比0.1ポイント増加）

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
死体解剖	総数	11,974	12,873	13,570	14,042	14,725	15,716	16,184	19,083	19,176	19,218
	解剖率(%)	8.9	9.5	9.1	9.4	9.5	9.7	10.1	11.2	11.0	11.1
司法解剖	数	4,601	4,969	4,942	5,524	5,901	6,285	6,569	8,014	7,971	8,520
	解剖率(%)	3.4	3.7	3.3	3.7	3.8	3.9	4.1	4.7	4.6	4.9
行政解剖	数	7,373	7,904	8,628	8,518	8,824	9,431	9,615	11,069	11,205	10,698
	解剖率(%)	5.5	5.8	5.8	5.7	5.7	5.8	6.0	6.5	6.4	6.2

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。

※ 交通関係、東日本大震災による死者を除く。

※ 平成16年以前の補助者数については、把握していない。

1 平成24年中の捜査本部設置・解決状況

設置年	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
設置件数	145	143	115	95	100	100	86	77	54	56
解決件数	118	117	102	89	94	86	82	61	62	56
解決率(%)	81.4%	81.8%	88.7%	93.7%	94.0%	86.0%	95.3%	79.2%	114.8%	100.0%

注1 ここでいう「捜査本部設置事件」とは、殺人・強盗殺人等殺人の絡む事件のうち刑事部長を長とする捜査本部を設置した事件で、警察庁刑事局捜査第一課で報告を受けたものをいう。

注2 「解決件数」とは、その年に解決（殺人・強盗殺人等の事件で被疑者を検挙）した捜査本部設置事件の件数である。

2 捜査本部設置事件の状況(発覚から解決までの期間)

年	H20		H21		H22		H23		H24		合計	
1か月未満	35	40.7%	27	32.9%	31	50.8%	24	38.7%	18	32.1%	135	38.9%
半年未満	32	37.2%	41	50.0%	19	31.1%	21	33.9%	22	39.3%	135	38.9%
1年未満	7	8.1%	4	4.9%	4	6.6%	5	8.1%	6	10.7%	26	7.5%
3年未満	6	7.0%	8	9.8%	5	8.2%	3	4.8%	2	3.6%	24	6.9%
3年以上	6	7.0%	2	2.4%	2	3.3%	9	14.5%	8	14.3%	27	7.8%
計	86件		82件		61件		62件		56件		347件	

3 平成24年中における主要捜査本部設置事件

- 広域にわたる連続殺人放火事件(警視庁・山形)：検挙
- 浦安市北栄3丁目における女性殺人事件(千葉)：検挙
- 女性教諭殺害に係る強盗殺人事件(岐阜)：検挙
- 大分県杵築市におけるタクシー運転手殺人事件(大分)：検挙
- 赤塚三丁目住宅内女性強盗殺人事件(警視庁)：検挙

4 過去3年の解決事件における客観証拠(DNA、指掌紋、画像)の有無

	H22		H23		H24		合計	
解決事件	61	—	62	—	56	—	179	—
3種のいずれかあり	39	63.9%	40	64.5%	29	51.8%	108	60.3%
3種のいずれもなし	22	36.1%	22	35.5%	27	48.2%	71	39.7%

注 3種とはDNA資料、遺留指掌紋、ビデオ画像である。

<p>公安委員会 説明資料No. 8</p>	<p>上野市ビジネスホテルにおける強盗殺人事件 被疑者の逮捕について (三重県警察)</p>	<p>平成25年2月7日 捜査第一課</p>
<p>1 発生日 平成9年4月13日</p> <p>2 発生場所 三重県上野市 (現伊賀市) ビジネスホテル</p> <p>3 被害者 (1) 殺人被害者 A男 (当時48歳) (2) 財産被害者 B女 (当時30歳)</p> <p>4 被疑者 住居 兵庫県小野市 (43歳・当時27歳)</p> <p>5 逮捕関係 (1) 逮捕日：平成25年2月1日 (2) 逮捕罪名：強盗殺人 (3) 逮捕種別：通常逮捕</p> <p>6 事案の概要 被疑者は、上記日時・場所において、フロントで勤務していたA男を刃物で複数回切りつけるなどして殺害した上、事務所内からB女管理の現金を強取したものの。</p> <p>7 捜査の経緯 三重県警察では、殺人等の時効撤廃に伴い、長期未解決となっていた捜査本部事件について、関係者からの聞き込みや資料の再鑑定等の捜査を継続していたところ、上記被疑者が浮上し、所要の捜査により被疑者と特定して強盗殺人罪で通常逮捕したものの。</p>		

公安委員会 説明資料No. 9	F A T F 対日審査フォローアップ への対応（第5回報告）について	平成25年2月7日 犯罪収益移転防止管理官 警備企画課
--------------------	--	-----------------------------------

1 経緯

平成20年に実施されたF A T F 対日審査において指摘を受けた勧告のうち、「不履行」又は「一部履行」の評価を受けたものについて、審査後の改善状況の報告が求められている。昨年10月のF A T F 全体会合で第4回報告を行ったところ、「顧客管理」や「テロリストの資産凍結」を含む主要勧告への対応が依然不十分との評価がなされ、進捗状況について本年2月会合へのフォローアップ報告書の提出を求めることが決定された。

同決定を受け、別添のとおり第5回報告を行うもの。

2 第5回報告の概要（警察庁関係部分）

(1) 顧客管理措置（勧告5）

本年4月1日の改正犯収法及び政省令の施行に向け、

- 「犯罪収益移転防止法に関する留意事項」の作成・公表
- 「疑わしい取引の参考事例」の改訂
- 各特定事業者向けの説明会の実施

等を通じて、同法及び政省令の確実な実施に向けた準備を行い、改善のための対応を進めている旨を報告。

(2) テロリストの資産凍結・没収（特別勧告III）

我が国の法制上許容される資産凍結制度の在り方について、これまで内閣官房を中心に検討を行ってきたが、昨年11月、主務官庁を警察庁と決定し、更に内容を検討している旨を報告。

※ 別添省略

公安委員会

説明資料No. 10

外為法違反事件被疑者の逮捕について

平成25年2月7日

外事課

三重県警察・兵庫県警察合同捜査本部は、北朝鮮に不正に貨物を輸出した外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)の疑いで、1月31日(木)、三重県桑名市居住の者を通常逮捕した。

1 被疑者

国籍

住居 三重県桑名市

職業

氏名

(75歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)

3 事案の概要

被疑者は、平成21年6月18日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出が禁止されているにもかかわらず、経済産業大臣の承認を受けずに、平成22年5月26日、中古自動車2台(輸出申告価格70万円)を、大阪南港から韓国・釜山及び中国・大連を経由して、北朝鮮に輸出したものである。

4 参考

我が国政府が講じた対北朝鮮措置に係る違反事件として、本件は26件目(輸出19件、輸入6件、仲介貿易1件)の検挙となる。

なお、中国・大連を経由した迂回輸出入事件としては21件目となる。